

温泉法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

◎温泉法施行令（昭和五十九年政令第二十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（温泉成分分析を受けるべき期間）</p> <p>第一条 温泉法（以下「法」という。）第十八条第三項の政令で定める期間は、前回の温泉成分分析を受けた日から十年以内とする。</p> <p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第二条 法第三章、第三十三条第一項（法第三十一条第二項の規定による処分に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。）、又は第三十五条第一項（温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の長及び特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、保健所を設置する市の長及び特別区の長に関する規定として保健所を設置する市の長及び特別区</p>	<p>温泉法（以下「法」という。）第三章、第二十九条第一項（法第二十七条第二項の規定による処分に係る部分に限る。）、第三十条第一項（温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。）、又は第三十一条第一項（温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の長及び特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、保健所を設置する市の長及び特別区の長に関する規定として保健所を設置する市の長及び特別区</p>

の長に適用があるものとする。

- 一 法第十五条第一項の規定による許可に関する事務
- 二 法第十五条第四項において準用する法第四条第三項の規定による許可の条件の付加及びこれの変更に關する事務
- 三 法第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による承認に關する事務
- 四 法第十八条第四項の規定による届出の受理に關する事務
- 五 法第十八条第五項及び第三十一条第二項の規定による命令に關する事務
- 六 法第三十一条第一項の規定による許可の取消しに關する事務
- 七 法第三十三条第一項の規定により行ふ聴聞（法第三十一条第二項の規定による命令に係るものに限る。）に關する事務
- 八 法第三十四条第一項の規定による報告の徴収（温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対するものを除き、公衆衛生上の見地から行ふものに限る。）に關する事務
- 九 法第三十五条第一項の規定による立入検査（温泉をゆう出させる目的で行ふ土地の掘削の工事の場所へのものを除き、公衆衛生上の見地から行ふものに限る。）に關する事務

長に適用があるものとする。

- 一 法第十三条第一項の規定による許可に関する事務
- 二 法第十四条第三項の規定による届出の受理に關する事務
- 三 法第十四条第四項及び第二十七条第二項の規定による命令に關する事務
- 四 法第二十七条第一項の規定による許可の取消しに關する事務
- 五 法第二十九条第一項の規定により行ふ聴聞（法第二十七条第二項の規定による命令に係るものに限る。）に關する事務
- 六 法第三十条第一項の規定による報告の徴収（温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対するものを除き、公衆衛生上の見地から行ふものに限る。）に關する事務
- 七 法第三十一条第一項の規定による立入検査（温泉をゆう出させる目的で行ふ土地の掘削の工事の場所へのものを除き、公衆衛生上の見地から行ふものに限る。）に關する事務